

世田谷区区民健康村の指定管理者候補者の選定について

1. 主旨

世田谷区区民健康村の指定期間が令和4年3月で終了することから、令和2年3月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区区民健康村条例（以下「条例」という。）に基づき、令和4年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

(1) 世田谷区区民健康村 富士山ビレジ

（所在地）群馬県利根郡大字谷地1320

(2) 世田谷区区民健康村 中野ビレジ

（所在地）群馬県利根郡大字中野626

3. 指定期間

5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

4. 選定体制

(1) 選定委員会の設置

世田谷区区民健康村指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員4名と、区職員3名とする。

5. 現在の指定管理の状況等

(1) 指定期間と指定管理者

5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）

（株）世田谷川場ふるさと公社（現在の指定管理者）

(2) 選定委員会による評価

第1回選定委員会では、現指定管理者の評価を実施し、施設利用者数の増加や川場村との交流の推進等を実績として評価ができる一方で、幅広く区民に利用してもらうためのPR活動の強化が今後の課題として挙げられた。次年度以降の運営に向けて課題の改善に取り組むとともに、次期指定管理者選定には、世田谷区民健康村第5期事業計画の内容も踏まえて、施設運営や交流事業に関する新しい提案についても求めていくこととした。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1. 施設の維持管理	・仕様書に従い、設備の保守管理や衛生管理など、適正な維持管理を行っている。
2. 施設の運営	・利用者数は着実に増加しており、施設内での接客や食事などきめ細かいサービス提供により、利用者の評価や満足度も高い。 ・移動教室では、学校の希望に応じた「地域・環境学習プログラム」の提供、アレルギーへ配慮した献立作りなど、児童が安心して参加できる環境を整備している。
3. 事故や緊急時等への対応	・各種マニュアルを整備し、事件事故発生時の体制の構築や、日常的な施設内の衛生管理に取り組んでいる。 ・新型コロナウイルスの感染症にあたっては、利用者への衛生・安全管理を徹底して行っている。
4. サービス向上の取り組み	・利用者アンケートや宿泊モニタリング調査を行い、意見・要望に細やかに対応し、運営方法の改善やサービス水準の維持・向上に努めている。 ・交流事業では、学識経験者や地元指導者との協議や参加者のニーズを踏まえて、農林業体験や自然体験など川場村の特徴を生かしたプログラムを提供している。
5. 収支状況	・効果的・効率的な予算執行、及び金銭管理が適切に行われており、日々の電気や重油使用量を社内で共有して、経費の削減に努めている。
6. 改善の取り組み	・区の点検や評価による指導や調整内容等について、適切な改善がなされており評価できる。

<p>【総合評価】</p> <p>当該施設に関する区の方針を理解し、株式会社世田谷川場ふるさと公社がもつ長年積み重ねたノウハウを生かした、利用者の満足度が高い安定した施設管理と事業展開がなされており、質の高いきめ細かいサービス提供を行っている。</p> <p>交流事業でも、地元農家や集落と連携したプログラムを展開する一方で、村民との信頼関係も構築しており、区と村の調整役としての役割を十分に担っている。</p> <p>今後も区民や村民も含めて外部から幅広くアイデアや意見など新たな視点を取り入れることで、区民・村民との交流を一層深め、施設利用者へのサービス向上が期待できる。</p>
<p>【実績評価の反映】</p> <p>実績評価の反映として、年度評価3年間分の配点数に対する合計点数の割合が80%を超えているため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、現在の指定管理者が応募する場合は5%分を加点する方向とし、最終的には、年度評価4年間分の結果を踏まえて加点を決定する。</p>

6. 指定管理者制度導入の理由

健康村施設の健全な運営に加えて、「第2のふるさとづくり」の理念を実現するため、区と村のコーディネーター役（調整役）として、区民と村民の交流や村内各地区や地域団体との交流の面でも実績を上げており、施設運営と各種交流事業を一体的に行うことのメリットが大きいことから、指定管理者制度を継続する。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

指定管理候補者については、本年3月17日に開催された第1回選定委員会において、指定管理者による自己評価及び区（施設管理所管課）による評価の結果等を踏まえ、以下に示す「特別の事情」により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することについて了承された。今後、現在の指定管理者から事業計画書等の提出を受け、適格性審査を行う。

【世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラインによる特別な事情】

「(イ)区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合」に該当する理由

現指定管理者は、川場村の特色を生かした宿泊者向けプログラムの提供や観光案内、川場村産の食材を活用した食事の提供などにも取り組み、充実したサービスを提供するとともに、利用者ニーズの把握に積極的に努め、さらなるサービスの向上と効率的かつ効果的な施設運営に取り組んでいる。

今後、区民や村民、専門家の意見やアドバイス取り入れる場を設けて、新しい視点で施設運営や事業展開に取り組むことで、施設利用者への更なるサービ

ス向上、区民村民のニーズに応じた地域貢献ができる交流事業など、満足度の高い施設運営や区民・村民の交流を促進する効果が期待できるため。

「(ウ)「区の政策と連動した重要な役割や専門性等から指定管理者が客観的に特定される場合」に該当する理由

現指定管理者は、昭和61年4月の区民健康村施設開村に併せ、その管理と運営を目的として世田谷区と川場村が共同出資して設立した会社であり、設立以来、区の方針に基づき、川場村と連携しながら、区民健康村の運営を着実に担っている。また、川場村の地域特性を踏まえた専門的な知識、経験、技術を有し、事業企画、運営面においても川場村の地元地域・住民との密接な関係を構築・連携し、特性を十分に活用して施設を運営する役割も果たしている。

令和3年度からの世田谷区民健康村第5期事業計画では、現指定管理者は計画策定段階の検討委員会から携わり、当事業計画における現指定管理者に求められる役割、区民や村民からの様々な意見を十分受け止めており、内容を熟知している。今後、当事業計画の内容の実現に向けて、世田谷区と川場村と一層の連携した取組みが求められる中で、現指定管理者が培ってきた高い専門性や豊富な経験が様々な場面で活用されることが期待できるため。

(2) 選定基準

条例第16条3項に定める選定基準に基づき選定を行う。

区民健康村に関する業務を十分に行う能力及びこれに類する施設の管理の実績を有していること。

区民健康村の効用を最大限に発揮させることができること。

区民健康村の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール(予定)

令和3年4月 区民生活常任委員会報告(選定)

5月～ 選定期間

9月 区民生活常任委員会報告(選定結果)

第3回区議会定例会

令和4年4月 次期指定管理者による管理開始

令和2年度 世田谷区区民健康村指定管理者選定委員会委員名簿

区分	氏名	役職等
外部委員	竹内 康	東京農業大学 地域環境科学部 地域創成科学科 教授
	沼尾 波子	東洋大学 国際学部 国際地域学科 教授
	大原 ななえ	令和2年度世田谷区立小学校PTA連合協議会副会長
	関 真一	川場村商工会 会長
内部委員	池田 豊	教育政策部長
	竹内 明彦	環境政策部長
	皆川 健一	烏山総合支所長

令和3年度 世田谷区区民健康村指定管理者選定委員会委員名簿（予定）

区分	氏名	役職等
外部委員	竹内 康	東京農業大学 地域環境科学部 地域創成科学科 教授
	沼尾 波子	東洋大学 国際学部 国際地域学科 教授
	大原 ななえ	令和2年度世田谷区立小学校PTA連合協議会副会長
	関 真一	川場村商工会 会長
内部委員	栗井 明彦	教育政策部長
	清水 優子	環境政策部長
	皆川 健一	烏山総合支所長